

「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」の
検討に向けた海外現地調査の実施について

- 「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」の検討に向け、閣議議事録等作成・公開制度検討チームの構成員等をイギリス及びドイツに派遣し、運用及び制度の両面から情報収集を行う。

<調査時期>

9月中を目途とする。

<調査対象機関>

(イギリス)

- ①内閣府 (Cabinet Office) : 内閣制度
- ②司法省 (Ministry of Justice) : 情報公開制度
- ③国立公文書館 (The national archives) : 議事録等の公開
- ④有識者

(ドイツ)

- ①首相府 (Bundeskanzleramt) : 内閣制度
- ②内務省 (Bundesministerium des Innern) : 情報公開制度
- ③国立公文書館 (Das Bundesarchiv) : 議事録等の公開
- ④有識者